

第 32 回日本災害医学会学術集会における COI 管理について (2026 年 1 月 29 日改)

第 32 回日本災害医学会にて発表および司会(座長)をなさる皆さまへ

本件に関し、第 32 回日本災害医学会総会・学術集会運営事務局および日本災害医学会利益相反委員会(以下、COI 委員会)から、以下の点についてお願い申し上げます。

産学連携活動が国内外で盛んに行われる昨今、研究機関や医学系学会には、医学系研究へ参加する研究対象者の安全性や人権の確保を行うとともに、組織として研究機関および医学系学会そのもの、さらには当該研究者の潜在的な Conflicts of Interest (COI; 利益相反と和訳)を適切に管理することが強く求められています。COI の適切な管理は、根拠に基づく医療(evidence-based medicine; EBM)を構築するための医学系研究の適正な実施と結果公表を促すとともに、適切な医療の実施に係るバイアスリスクを最大限回避することにもつながります。このことは、産学連携活動が活発な災害医学を扱う本学会の医学的研究や学術的活動をはじめとする諸事業でも遵守すべきことです。

このような観点から、第 32 回日本災害医学会学術集会においても発表および司会(座長)をなさる皆さまには国際標準を意識して策定された本学会の「災害医学研究の利益相反に関する指針」¹に沿って COI を申告・開示して頂き、学術集会運営事務局および本学会 COI 委員会でそれを適切に管理し、必要に応じて公開させていただきます。

【COI 申告・開示の対象となる項目】

一般社団法人日本災害医学会「災害医学研究の利益相反に関する指針」¹ 第 3 条に準じます(名称の如何に関わらず、実質的に同義のものを含む)。判断に迷う場合は「日本医学会 COI 管理ガイドライン 2025」² 18～27 ページをご参照ください。

- (1) 役員、顧問職: 1 つの企業・団体から年間 100 万円以上の報酬
- (2) 株: 1 つの企業の 1 年間の株による利益(配当、売却益の総和)が 100 万円以上、あるいは当該全株式の 5%以上を所有
- (3) 特許権: 1 つの使用料が年間 100 万円以上
- (4) 講演料: 1 つの企業・団体から年間 100 万円以上
- (5) 原稿料: 1 つの企業・団体から年間 100 万円以上の報酬
- (6) 研究費: 1 つの企業・団体から医学研究(受託研究費、共同研究費、臨床試験など)に対して申告者が実質的に使途を決定し得る総額が年間 100 万円以上
- (7) 奨学(奨励) 寄附金: 1 つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する部局(講座・分野)あるいは研究室の代表者に申告者が実質的に使途を決定し得る総額が年間 100 万円以上
- (8) 寄附講座: 企業や営利を目的とした団体からの寄付講座に所属している場合
- (9) その他の報酬(研究とは直接無関係な、旅行、贈答品など): 1 つの企業・団体から年間 5 万円以上の報酬

【COI 申告・開示の対象となる時期】

本学会の当該学術集会が実施される年の過去 3 年間(例: 2027 年 3 月開催の場合、2024～2026 年の 3 ヶ年分)。ただし、当該学術集会での発表内容が過去 3 年間よりも前に利益提供などを受けた事実と不可分の場合は、(過去 3 年間には継続していない場合でも)その事実を申告・開示してください。

【COI 申告・開示の方法】

・申告

- 1) 全ての発表者は、発表を予定する学術集会の演題登録時に COI の有無を申告してください。
- 2) 司会者(座長)は、当該学術集会の司会(座長)を受諾する際に COI の有無を申告してください。
- 3) 開示すべき COI がある場合は、本学会 COI 委員会が定める形式に従った書類で、その内容を学術集会指定の方法で提出してください。

・開示

- 4) 上記 1)~3)に沿って適切に COI の有無を申告した上で、当該学術集会における発表時にスライドやポスターでは COI の有無と内容について示す一文を冒頭スライドもしくはポスターに明示してください。ただし、発表に際して口頭で COI の有無や、その内容について開示する必要はありません。

開示例(スライド発表の場合)：

日本災害医学会利益相反（COI）の開示 演題名：避難所支援の情報管理に関する疫学的検討 代表者所属：〇〇大学△△学講座 発表者名：◎災害太郎、震災花子、復興望（◎代表者） 演題発表内容に関連し、発表者等に関示すべき COI関係にある企業などはありません。	日本災害医学会利益相反（COI）の開示 演題名：避難所支援の情報管理に関する疫学的検討 代表者所属：〇〇大学△△学講座 発表者名：◎災害太郎、震災花子、復興望（◎代表者） 演題発表内容に関連し、発表者等に関示すべき COI関係にある企業として 講演料： 受託研究・共同研究 奨学寄付金 ●●薬品工業 ▲▲製薬 （株）■システム
--	--

COI がない場合

COI がある場合

- 5) 事前に申告された COI については、学術集会 HP 上でご覧いただける電子抄録において開示いたします。

【COI 申告・開示の管理】

当該学術集会運営事務局に提出された COI 申告書については、当該学会の発表に関してのみ使用し、COI 委員会が、関係する全ての機関や個人に配慮して適切に一定期間管理し、削除・廃棄します。

以上において疑義がある場合は、本学会事務局を通じて本学会 COI 委員会にお問い合わせ下さい。

《参考資料》

1. 一般社団法人 日本災害医学会 災害医学研究の利益相反に関する指針(令和 2 年 12 月 14 日施行)

https://jadm.or.jp/contents/teikan/pdf/jadam_riekisouhan.pdf?20250213

2. 日本医学会 COI 管理ガイドライン 2025(2025 年 6 月)

https://jams.med.or.jp/guideline/coi_guidelines_2025.pdf

3. 医学系研究の利益相反(COI)に関する共通指針(2024 年 4 月更新)

https://cdn-naikaprod.pressidium.com/wp-content/uploads/2024/04/coi_kaitei2024.pdf

4. 日本医学会連合研究倫理委員会 学術集会への演題応募における倫理的手続に関する指針(2023 年 3 月 30 日)

<https://files.jmsf.or.jp/uploads/medium/file/298/20240111133412.pdf>